

最大法人20万、個人10万の月次支援金の申請開始

自主計算・自主記帳で、収入・所得を確認し、節税対策・申請減免の準備を

緊急事態措置、まん延防止重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響を受けて、4月・5月の売上が50%以上減少した場合に、月ごとの申請で最大法人20万円、個人10万円が支給される月次支援金の申請が16日から開始となりました。申請期限は7/31まで。6月分の申請は7/1から開始となり、期限は8/31までです。

申請方法・内容はほぼ1~3月分の一時支援金と同じで、認定支援機関の事前確認が必要です。すでに一時支援金を申請された方は、この事前確認が不要となり申請書類も一部省略できます。

条件を満たせば、「全地域・全業種」の事業者が給付対象

「自分の携わった商品・サービスが飲食店・一般ユーザーに届いているか」

売上が50%以上減少していれば、積極的に申請をしよう！

今回の月次支援金は、全国に緊急事態宣言が出されていた一時支援金と比べて範囲が狭まりました。東京では4月から緊急事態措置（特措法32条第1項）が取られました。連動して埼玉県では、川越市を含む15自治体にまん延防止重点措置（特措法31条の4第1項）が出されています。

まん延防止重点措置は、国からの要請を受け、県が地域を決めるという流れになっています。「措置区域以外」の自治体は、県要請での飲食店時短休業・外出自粛に当たるようです。

しかし、月次支援金の給付要件は2つ。

①対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少

○一時支援金・月次支援金の電話相談窓口では、「最終的に、この2つの給付要件に当てはまっているかどうか」という回答です。飲食店関連以外の申請で、「中間業者は何社まで可能か」の質問に対する相談窓口の回答が、「とりあえず申請して」と判断できる回答です。

○月次支援金詳細ページ「参考資料」では、協力金対象飲食店に関しては、「重点措置」、「措置区域以外」ではなく、「埼玉県全域」となっています。

○持続化給付金不正受給で報道された、郵便局員の不正があったことによる保険収入の減少での申請や、競馬場関係者のレース賞金収入減少での申請など、確実にコロナと関係のない減収での申請は対象外です。

東松山市や川島町など7町の「まん延防止等重点『措置区域以外』（特措法24条）」の方も積極的に申請をしましょう。



月次支援金でのよくある質問

Q1、個人事業主で白色申告の場合、50%減を比較する月の売上は？

A、2019年、又は2020年の事業の総売上（持続化給付金などは合算させない）を12（カ月）で割った平均売上と比較して、50%以上減収ならば申請可能です。

Q2、協力金を貰っている飲食店ですが、申請できますか？

A、協力金対象飲食店は申請できません。ただし、営業時間が夜20時までなど、協力金の対象ではない飲食店は申請が出来ます。

Q3、東松山市の直売所に野菜を卸しています。重点地域ではないですが可能ですか？

A、月次支援金の「参考」から見ると、重点地域であるかないかより、飲食店協力金が出ているかどうかを見るようです。市外や県外からの外出自粛の影響もありますが、協力金飲食店が仕入食材を購入しなくなった売上減もありますので、申請していきましょう。

Q4、部品加工業ですが、自分の加工する部品が多岐にわたる機械で使われているので何に使われているかわかりません。

A、まずは取引先に何の機械の部品なのかを確認してみてください。最終的に飲食店の調理機械や、小売店のレジなどに使われていれば対象かと思えます。民商と一緒に考えて、対象ならば申請しましょう。

Q5、一時支援金を申請していませんが、月次支援金は申請できますか？

A、申請できます。認定支援機関の事前確認が必要です。事業融資を受けている銀行、顧問税理士などで事前確認が出来ます。

民商では、会員さんは無料で、会員でもある税理士法人第一経営で事前確認を行っていただけます。

商工会・商工会議所でも事前確認が出来ますが、地域によっては会員外以外確認不可が報告されています。

業者支援を縮小 わかりにくく、宣伝不足な一時支援金・月次支援金

総選挙の年。昨年の持続化給付金・家賃支援給付金の再支給を求める声を広げよう

昨年新設された「持続化給付金」は、コロナの影響での売上減収に対して支給され、全国で424万件の中小業者が受給しました。「家賃支援給付金」では、104万件の受給で、多くの中小業者がコロナ禍での営業を乗り切りました。

一方、一時支援金の申請者は56万件にとどまり、受給者は33万件となっていて持続化給付金の7%しか支援を受けられていません。月次支援金ではさらに申請者は減ると考えられます。

3月には、立憲・共産などの野党連合が持続化給付金の再支給法案を衆議院に提出しています。自党内でも賛同者が多数出ていますが、再支給の決定にはつながっていません。

中小業者を取り巻くコロナでの景気悪化は、これから本格化になると思われます。コロナを乗り切り商売継続には、今年行われる衆院総選挙での野党の躍進が大きな力になります。

業者への支援拡充を求め、仲間に再支給を求める声を広げましょう。

編集幸甚 先週号（No21）の右上、4人家族の例題所得金額が間違っていました m()m 例①は所得1400万のままですが、例②は700万、例③は250万での計算となります。